

第 号

令和 年 月 日

殿

税務署長

印

酒 類 製 造 業

酒 母 の 相 続 適 格 通 知 書

も ろ み 販 売 業

令和 年 月 日付で申告のあった 番 の 酒 類 製造業 酒 母 販売業 の相続に もろみ

については、酒税法第19条第2項の規定の適用により、相続開始の日である令和 年 月 日付で被相続人が

酒 類 製 造

受けていた酒 母の 販売業

もろみ

免許を受けたものとみなされましたので通知します。

記載要領

製造免許については、標題及び本文中「酒 類 酒 母 とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、
「ウイスキー」等と記載する。
もろみ」